

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

#### 【回答・国保医療課】

入間市の令和2年度課税における応能割と応益割の比率は66.12対33.88です。

今後も県国民健康保険運営方針に基づき、市国保運営協議会に諮りながら、適正な国保税率等を検討してまいります。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

#### 【回答・国保医療課】

子どもの均等割負担を廃止することについては、国保広域化に伴い策定された県国民健康保険運営方針において「決算補填に関わる繰入金は削減すること。」とされており、現状においては決算補填目的の法定外繰入金が増額となる減免を実施することは難しいと考えます。

なお、第204回国会にて『全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』が成立し、令和4年度より未就学児の均等割分の国保税が5割軽減される予定です。これは、埼玉県国保協議会や全国市長会などから、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割国保税を軽減する支援制度の創設について、国に要請してきた成果といえます。

今後も、軽減の対象範囲の拡大について、引き続き埼玉県国保協議会などを通して要請してまいります。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

#### 【回答・国保医療課】

一般会計からの法定外繰入金については、県国保運営方針に基づき、法定外繰入金の削減・解消を図っていくところであり、決算補填目的の繰り入れは難しいと考えます。

なお、国に対して国庫負担の引き上げや財政支援の拡充を要望しております。

**(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

**【回答・国保医療課】**

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免については、今年度も実施いたします。

国保税の減免基準については、平成 31 年 4 月より生活困窮世帯に対する減免基準を段階的に拡大しています。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」に基づき、申請者の個々の状況に応じて、適切に対応してまいります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答・国保医療課】**

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免については、市の広報紙や公式ホームページに記事を掲載するほか、納税通知書に案内を同封して周知を図ります。

実施にあたっては、国が示す基準に基づき、適切に対応してまいります。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答・国保医療課】**

国民健康保険一部負担金の減免基準については、平成 31 年度より貧困世帯に対する減免基準の拡大を実施しました。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により適切に減免事務を行ってまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答・国保医療課】**

申請書については、「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により規定していますが、減免の判断に必要な最低限の記載内容としています。

また、一部負担金の減免制度については、市公式ホームページに掲載している他、入間市民便利帳「いるまにあ」、被保険者証送付時の案内にも掲載し、生活支援課等と連携をしながら周知に努めています。

さらに、令和元年度から減免制度等の案内チラシを窓口で配付し、周知に努めています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答・国保医療課】**

申請減免の可否の判断は、医療機関では行えないため、難しいものと思われます。また、仮に申請書等の預かりのみを行う場合であっても、必要書類等の確認等、医療機関に本来業務でない負担を強いることになるため、難しいと思われます。

**(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答・収税課】**

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度に関しては申請期間が終了していますが、個別の納税相談において新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、法令に基づいた本則猶予制度等を適切に適用し、分納による負担分散等を行っています。また、納税が困難な方については、生活支援課に案内し連携を図ります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答・収税課】**

最低生活費を考慮せずに給与等の全額差押えは行っていません。滞納処分にあつては、差押え禁止の法令を遵守して遂行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあらわれるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答・収税課】**

租税法律主義の原則に基づいて、国税徴収法第 4 7 条、地方税法第 3 3 1 条等により徴収職員は督促状を発して 1 0 日経過すると財産を差押えなければならない規定になっており、その運用が自治体の裁量によって決められるという規定は全くございません。

しかしながら、督促状発布後、すべての滞納税に対し差押するには物理的な問題もあり、自主納付していただきたいこと、また、一時に納付できない時は納税相談をしていただけるように、催告書を発行し事務を進めております。

差押えにあたり、財産状況調査を行い、余剰財産等を優先的に差押える等、生計・事業運営に対して考慮はしています。しかしながら、売掛金の外に対象債権等がない場合等については、売掛金の差押えもやむを得ないものとして遂行しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

### 【回答・収税課】

ご存じのとおり、国民健康保険税も地方税法で規定された地方税です。そのため、租税法主義の原則に基づいて、質問③の回答のとおり滞納処分を行うこととなり、法令を遵守したうえで適切に対応しています。

他税目同様に収税課で徴収業務の一元的な管理を行っていることから、相談窓口の一元化に繋がっており、生活支援課との連携もしやすく、また、連携が適切に行われる等、相談者への利便性が向上するものと考えております。その観点からも他税目と区別なく対応し、総合的に当事者の生活実態に即した対応ができるものと考えます。

納税相談等で生活実態を伺ったうえで、必要な方へは法令に則った猶予制度を適用し負担分散を行う等の対応をしています。

### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

### 【回答・国保医療課】

国民健康保険法及び政令において、特別の事情もなく納期限から1年を超えて国保税の滞納が続いた場合は「被保険者資格証明書を交付する」と規定されています。「交付することができる」等と規定されているものではないため、一律に発行をやめることはできません。

入間市では、短期被保険者証・被保険者資格証明書交付基準及び短期被保険者証・被保険者資格証明書事務取扱要領に基づき、郵送及び窓口での交付を適切に行っており、納税相談等をしている方には、被保険者資格証明書の交付は行っておりません。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

### 【回答・国保医療課】

同上

③ 資格証明書は発行しないでください。

### 【回答・国保医療課】

同上

### (6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってくだ

さい。

**【回答・国保医療課】**

傷病手当金とは、もともと生産手段を有さない被用者性に着目して、労働不能な場合の労働者の生活保障に由来した制度と解釈しています。また、国保には、様々な就業生活形態の方が加入しており、自営業者等は被用者と異なり、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいなどの課題が従来から指摘されていると認識しております。以上の理由から、被用者以外の者への支給は現実的でないと思われま

す。但し、埼玉県国保協議会などから、国に対して財政支援措置を講じる要望を毎年行っています。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答・国保医療課】**

同上

**(7) 国保運営協議会について**

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答・国保医療課】**

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき、市条例で次のとおり規定し、委員の委嘱をしています。また、被保険者を代表する委員については、国保事業の適正かつ円滑な運営に十分な理解と熱意を有し、広く情報の収集・発信ができる人物であることを考慮して選任しています。公募については、検討しています。

- 1 被保険者を代表する委員 5人
- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- 3 公益を代表する委員 5人
- 4 被用者保険等被保険者を代表する委員 3人

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答・国保医療課】**

入間市国民健康保険運営協議会の会議は、事前申込による傍聴を可能とし、市民に広く公開し開催しています。

**(8) 保健予防事業について**

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答・健康管理課】**

特定健診は、1年に1回、本人負担なしで受診することができます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答・健康管理課】**

健康福祉センター及び市の指定医療機関では、各種がん検診と特定健診を同時に受けることができます。ただし、がん検診の実施状況は、医療機関によって異なります。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答・健康管理課】**

各種健康診断及びがん検診が、感染症対策を行ったうえで実施していることを周知し、健(検)診に対して安心できる環境づくりを示すことで受診率の向上に努めます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答・健康管理課】**

市の各種健診、がん検診、人間ドックに関する情報は、受付時からシステム管理を行い、適正に処理されています。また、検(健)診結果は、原則ご本人にのみお渡ししています。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

**【回答・国保医療課】**

少子高齢化が進み令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、現行の社会保険制度において、現役世代の負担が大きく上昇することが予想されています。後期高齢者であっても(現役なみ所得者は除く)一定所得以上の方については医療費の窓口負担を2割とし、それ以外の方は1割としています。また、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されない様に、施行後3年間1ヶ月の医療負担増を3千円に収まるような措置を導入する予定とされています。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答・国保医療課、介護保険課】**

(国保医療課) 低所得者(住民税非課税世帯)に対し発行している限度額標準負担額減額認定証は、申請を行っている方で、一斉更新時に継続して非課税世帯であると確認が取れた場合、自動継続し認定証を発送しています。

高齢者の健康に関しましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行うため、健康課題の把握・分析を行いフレイル対策や通いの場への積極的な関与を通じ、高齢者の健康推進に取り組んでまいります。

(介護保険課) 高齢者への見守りは、低所得所に限らず「入間市高齢者等地域ネットワーク推進会」の「高齢者等見守りネットワーク(元気でいるネ! ット)」において、地域の皆さんの日頃のさりげない見守りや声掛けによる見守り活動を行っています。高齢者の何らかの異変に気が付いた時は、地域包括支援センター等と連携し、状況の確認と必要な支援につ

なげています。

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答・地域保健課】**

入間市では健診結果をもとに保健指導が必要な方を対象に、特に年齢を定めず保健指導を行っています。

平成29年度から埼玉県コバトン健康マイレージに参加し、市民が楽しくウォーキングを行うことで、継続的に健康づくりに取り組めるように支援しています。

また、各地区の団体・グループからの要請に応じ、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、精神保健福祉士等が健康講座を実施しており、老人会や高齢者サロン等からもご利用いただいています。

今後も市民の方々が、健康に関する正しい知識や情報が得られるように支援してまいります。

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答・健康管理課】**

後期高齢者健康診査は、1年に1回、本人負担なしで受診することができます。

人間ドック及び脳ドックについては、市がそれぞれ28,000円の補助をしているため、健康福祉センター又は指定医療機関では、差額の支払いだけで受診することができます。

国で推奨される5がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）は、全て本人負担なしで受診することができます。

市の成人歯科検診（無料）は、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象とし、県の健康長寿歯科健診（無料）では、75歳と80歳の方を対象として実施しております。

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあつて地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答・健康管理課】**

法律によって制度化された地域医療構想であり、地域の実情を踏まえた計画が検討されていると認識しております。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答・健康管理課】**

医療従事者の離職防止、確保等は、県レベルで広域的に取り組むべき課題と考えております。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあつてなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答・健康管理課、地域保健課】**

適切な人員確保に努めてまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

**【回答・介護保険課、危機管理課 コロナウイルス担当】**

(介護保険) 埼玉県の実業として、検査を希望する高齢者入所施設の職員と新規の入居者を対象に定期的な PCR 検査を行っています(介護職員の他、事務職員、調理、清掃、運転等の職員も含む)。

2021年7月からは通所事業所も対象となります。

また、日本財団では1都3県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の高齢者施設・事業所に勤務する方などを対象に、無料PCR検査を週に1回実施しています。

市としては介護保険施設・事業所に向けてPCR検査の情報提供をしています。

(危機管理課 コロナウイルス担当) 本市では、定期的な社会的検査を行うことは考えておりませんが、日ごろの感染予防対策を継続するほか、感染予防に関する情報についても周知してまいります。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

**【回答・健康管理課】**

本市においては、新型コロナウイルスワクチン接種を開始しており、接種を推進していくことが効果的な感染の拡大防止につながると考えております。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答・地域保健課】**

現在、入間市は、医療機関32か所、公共施設6か所で接種を実施しており、接種を希望する方が少しでも早く、安全に接種をすることができるよう、体制整備に取り組んでおります。

引き続き、医療機関の協力を仰ぎながら、接種体制の整備に取り組んでまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

**【回答・介護保険課】**

第1号被保険者の介護保険料は、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加やサービス需要増に対応するための施設整備等による保険給付費の伸びを踏まえて算定しております。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度での第8期介護保険事業計画期間中の介護保

険料は、第7期の介護保険料を据え置きと致しましたが、一方で介護保険給付費は年々増加していることから、今後も介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、適切な介護保険料の設定が必要となるものと考えます。

**2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

**【回答・介護保険課】**

コロナ禍での介護保険料の減免については、令和2（2020）年度実績で27件、約150万円の減免を行っております。令和3（2021）年度においても、同様に実施してまいります。

**3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答・介護保険課】**

当市においては所得に応じて12段階の保険料を設定し、第1段階の保険料については、平成27年度からの軽減措置を継承した保険料にて軽減強化を図っています。

また、生活に困窮されている方については、収入や財産についての一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。

**4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

**【回答・介護保険課】**

支給限度額について、国の基準に基づき適切に運用してまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答・介護保険課】**

国の基準に基づいた利用者の負担割合に応じて、適切に運用してまいります。

**5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

**【回答・介護保険課】**

特定入所者介護サービス費について、国の基準に基づき適切に運用してまいります。

**6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答・介護保険課】**

2020年11月に介護事業所へ経営状況等の調査を実施いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く場合の事業所の経営についての問いに対し、95.5%が事業継続可能との回答だったため、当市では直接的な財政支援ではなく、防護服等の備蓄を行い、コロナ陽性者が出た際の施設への支援を行うという方針を決めました。

また、新型コロナウイルスに係る補助金等の情報提供を介護保険事業所に周知しているところです。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答・介護保険課】**

2020年5月から介護事業所を対象とし11回に渡りマスク・消毒用アルコール・手袋の配布を行っています。

内容としては

- ・厚労省から手袋 303,400枚 配布。
  - ・県から マスク 465,000枚、消毒用アルコール 940ℓ を配布。
  - ・市から マスク 78,450枚、ゴム手袋 11,200枚 を配布しました。
- 今後も厚労省から手袋の配布予定があります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答・介護保険課】**

埼玉県の実業として、検査を希望する高齢者入所施設の職員と新規の入居者を対象に定期的なPCR検査を行っています。（介護職員の他、事務職員、調理、清掃、運転等の職員も含む）

2021年7月からは通所事業所も対象となります。

また、日本財団では1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の高齢者施設・事業所に勤務する方などを対象に、無料PCR検査を週に1回実施しています。

市としては介護保険施設・事業所に向けてPCR検査の情報提供をしています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答・高齢者支援課】**

人間市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）において、特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を予定しています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

**【回答・介護保険課】**

地域住民にとって利用しやすい環境となるよう、公共施設内への設置を進めるとともに、地域包括支援センターの周知及び相談体制の充実を図ってまいります。

また、地域包括支援センター運営協議会と連携して、よりよい運営・活動に向けた取り組みを行ってまいります。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

##### 【回答・障害者支援課】

国等の財政支援が必要と考えますが、必要な物品の支給について担当部署とは情報共有を図り、連携していきます。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

##### 【回答・障害者支援課】

入院体制の確保については県の役割と考えますが、必要に応じて協力していきます。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

##### 【回答・障害者支援課】

職員不足の理由は複数あると思われませんが、職員の処遇改善等について、機会があれば国や県に要望していきます。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

##### 【回答・地域保健課】

精神障害者の方、知的障害者の方、基礎疾患のある方のうち、通院、入院をされている方につきましては、国が高齢者の次の優先順位と位置付けており、対応をしております。

接種場所については、多くの医療機関のご協力により、市内32か所の医療機関で接種ができる体制となっております。入所施設につきましては、施設での接種を調整しています。また、かかりつけ医が市外の医療機関の場合は、そのかかりつけ医で接種を受けることも可能です。

#### 2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

##### 【回答・障害者支援課】

「相談」及び「緊急時の受け入れ・対応」の機能を優先すべきと考え、令和2年度末までに整備しました。他の機能については、順次整備を進めていきます。

「相談」の機能については、緊急時に支援が必要となる世帯を事前に把握し、氏名、障害の状況、家族構成、利用しているサービス等の基本情報、中長期的な支援計画の内容、今後の課題等を記載した台帳を作成し、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行います。「緊急時の受け入れ・対応」の機能については、短期入所施設を運営する事業者と協定を締結し、緊急時の受け入れ体制を確保しており、介護者の急病等により障害のある方が在宅で生活することが困難な場合が生じた際には、相談支援事業所等が短期入所施設との受け入れ調整や医療機関への連絡等の必要な支援を行います。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答・障害者支援課】**

地域の課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、事業者と意見交換等を行い、必要な施設整備については進めていきたいと考えていますが、厳しい財政状況のなか、独自補助については困難と思われまます。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答・障害者支援課】**

障害者自立支援協議会や入間市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携を図りながら、地域課題の抽出やニーズの把握等に努めていきます。

### 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要としますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

**【回答・障害者支援課】**

地域の課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、事業者と意見交換等を行い、必要な施設の確保に努めていきたいと考えています。なお、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の指定に関しては県が行っています。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答・障害者支援課】**

地域生活支援拠点事業の「緊急時の受け入れ・対応」の機能において対応していきたいと考えています。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

**【回答・障害者支援課】**

施設入所者が、自宅に戻った際に移動支援等の利用ができるよう支給決定している事例はあり、個々の状況等を勘案して支給決定しています。

**4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答・障害者支援課】**

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせて、平成 27 年 1 月より、65 歳以上で新規に対象となる手帳を取得した者を助成対象外としています。

また、所得制限についても平成 31 年 1 月より、県の補助制度の改正に合わせて、助成対象外としています。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答・障害者支援課】**

重度心身障害者医療費の現物支給につきましては、平成 29 年 10 月から実施しています。現物給付の広域化につきましては、県へ要望してまいります。

- (3) 精神障害者は 1 級だけでなく 2 級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答・障害者支援課】**

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせて実施しています。精神障害者 2 級までの重度心身障害者医療費助成対象者の拡大、急性期入院に係る医療費の助成対象化につきましては、県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答・障害者支援課】**

関係課と調整し、検討していきます。

**5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。**

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。
- 【回答・障害者支援課】**  
実施しております。
- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。
- 【回答・障害者支援課】**  
市の持ち出し金額は約3,500,000円です。
- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。
- 【回答・障害者支援課】**  
県・近隣市等の動向を踏まえながら今後の課題とします。
- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。
- 【回答・障害者支援課】**  
年齢制限はなく、市の独自助成としては、市内事業所への建物借上げ料補助や1時間当たり600円を超える自己負担分を補助することにより利用者負担の軽減を図っています。
- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。
- 【回答・障害者支援課】**  
補助額増額や低所得者の応能化については今後の課題とします。
- 6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。**  
移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。
- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。
- 【回答・障害者支援課】**  
配付枚数は、今年度から48枚から60枚に増やしています。  
補助券については近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。
- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。
- 【回答・障害者支援課】**  
福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車等燃料費助成制度を3障害共通の支援策とすることについては、近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。  
また、福祉タクシーについては、介助者の同乗も可能です。自動車等燃料費助成制度の対象となる自動車については、障害者本人又は障害者と同一生計の方の所有のものとしています。なお、所得制限、年齢制限は現在行っていません。
- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助

事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答・障害者支援課】**

福祉タクシー制度及び自動車等燃料費支給制度については、今後も近隣市等の動向を注視してまいります。

また、県の補助事業として、県内一律の制度をめざすことについては、今後の課題とします。

**7、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答・危機管理課】**

家族の有無は問わず、対象以外の方でも「その他」の登録事由で登録できます。搭載者ごとの避難経路・避難場所のバリアフリーの確認については、個別支援計画で対応することになります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答・危機管理課】**

市指定避難所のうち、青少年活動センター、老人福祉センターを状況に応じて福祉避難所として利用します。また、社会福祉施設等と福祉避難所の設置協定の締結を進めています。さらに、要配慮者の状況に応じて医療機関、福祉避難所又は社会福祉施設等へ速やかな移送を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答・危機管理課】**

救援物資は原則、被災地拠点施設に搬送することになっていますが、社会福祉施設については、施設管理者から要請があれば、施設入所者への生活救援物資の供給を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。自宅・車中泊の方は、避難所で物資を受け取ることができます。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答・危機管理課】**

「入間市避難行動要支援者計画」では、地域支援者の多数が被災し、要支援者の避難支援にあたるマンパワーが損耗している状況下では、地域支援者以外の組織（広域応援職員、市外ボランティア等）に対して名簿情報を提供することとなっています。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答・危機管理課】**

自然災害と感染症発生、また同時発生等の総合的な対策のため、危機管理課にて新型コロナウイルス感染症対策担当を設置済みです。保健所の機能を強化するための自治体の役割の明確化については、県及び国の責任において対応すべきことであると考えます。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

### 【回答・障害者支援課】

障害福祉関連事業については、特に変化はございません。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

### 【回答・保育幼稚園課】

待機、保留を含めた児童数は84名です。内訳としては、待機が10人、保留が74人です。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

### 【回答・保育幼稚園課】

0歳は7人、1歳は119人、2歳は143人、3歳は182人、4歳は181人、5歳は241人で総数は873人となります。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

### 【回答・保育幼稚園課】

公立保育所については、近年増加傾向にある低年齢児に対する保育ニーズなど、市民が求めるニーズに的確に応えていける施設、体制を整えるため、公立保育所整備計画に基づく整備及び維持を実施していきます。

民間保育施設の参入に支援を行い、待機児童の解消を図ります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

### 【回答・保育幼稚園課】

育成支援児童が必要な支援を受けられる体制の整備については検討してまいりますが、現時点で補助金を増額する予定はありません。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

### 【回答・保育幼稚園課】

認可外保育施設が認可施設に移行する際の施設整備費については、市の補助制度は設けておらず、国の補助制度による対応となります。

## 2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

### 【回答・保育幼稚園課】

保育所では新型コロナウイルスの感染防止対策として、施設から消毒作業やパーテーション設置及び密を作らない環境づくりなどにより保育を実施し、子どもの安全を確保しております。

少人数保育については、公立保育所では、国の配置基準より少ない人数で運営しております。加えて保育の質の向上を図るための研修も順次実施しており、子どもに寄り添った支援ができるよう努めていることから、現段階において予算を増額する予定はありません。

## 3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

### 【回答・保育幼稚園課】

民間保育所における保育士の処遇改善のため、市では職員地域手当補助金、職員福利厚生費補助金などの補助を実施しています。

事業者が保育士確保に役立てる事業として、新卒保育士に対する就職準備金貸付を実施しており、当市もその一部を補助金として負担しています。（埼玉県 15 万円、入間市 5 万円）

## 4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である 0 歳～2 歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により 3 歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019 年 10 月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

### 【回答・保育幼稚園課】

3歳児以降の副食費については、今までも保育料に含まれる形で各保護者に負担をしていただいております。

無償化の対象となるのは、保育料のみとなっております。副食費については引き続き保護者にご負担をいただきたいと思いますと考えております。

ただし、無償化前に保育料が無料であった生活保護世帯やひとり親世帯、第3子以降の児童などについては、引き続き副食費も免除されるとともに、免除措置の対象範囲が年収360万円未満相当の世帯まで拡充されるなど、子育て世帯の軽減措置を講じています。

## 5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

### (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

#### 【回答・保育幼稚園課】

研修については、地域の大学と連携し、保育の質の低下及び格差が生じないように、民間を含めた市内保育施設の保育士等を対象とし、毎年度実施しています。

民間保育施設への立ち入り調査などの実施については継続して取り組み、必要な指導監督に努めていきます。

### (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

#### 【回答・保育幼稚園課】

市全体の保育基盤の整備については、保育の質的な側面に配慮しつつ「入間市子ども・若者未来応援プラン」に基づき行ってまいります。

育児休業を取得した場合でも、取得期間が最大2年以内であれば、上の子の継続利用を認めています。

### 【学童】

## 6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

#### 【回答・青少年課】

待機児童の解消及び適正な運営が行えるよう予算の確保に努め、「入間市学童保育室整備計画」に基づき、整備してまいります。

## 7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児

児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町(同 50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答・青少年課】**

「処遇改善等事業」は、令和 3 年度から 19 時までに関室を延長したため、活用を開始しました。なお「キャリアアップ事業」については既に活用しております。

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答・青少年課】**

埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づき、対応してまいります。

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

**【回答・こども支援課】**

当市では、子ども医療費の無料化を 15 歳年度末(中学卒業)までとしております。

通院及び入院の対象年齢を 18 歳年度末までにする等、制度をさらに拡充することについては、厳しい財政状況から現時点での実施は困難な状況であります。本来は国が実施すべき制度であると考えています。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答・こども支援課】**

子ども医療費助成について、国・県が実施すべき医療・福祉行政の一環として統一的な福祉医療費助成制度を実施することを、これまでも継続して要望して来ており、今後も、埼玉県市長会等を通じ、国・県に対し要望して参ります。

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。**

厚労省ホームページで 2020 年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成

してください。

**【回答・生活支援課】**

市公式ホームページに生活保護のしくみを掲載するなど、誰もが制度を理解し、申請・受給しやすい環境づくりに努めております。また、「保護のしおり」についても相談者に生活保護制度が理解しやすくなるように努めてまいります。

**2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。**

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

**【回答・生活支援課】**

令和3年3月30日に発出された「生活保護問答集について」の一部改正について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が『扶養義務履行が期待できない者』に該当するか否かという観点から検討を行うべきである。」とされているため、要保護者から生活歴等や扶養義務者との関係等を丁寧な聞き取りを行い、扶養照会の可能性について検討をしております。

**3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

**【回答・生活支援課】**

生活保護の決定・変更通知書は、生活保護電算システムにより出力される帳票を使用しております。それらの表記を改修するためには多額の費用がかかりますので、すぐに帳票（書式）を変更することは難しい状況ですが、今後も保護費の支給額の計算には細心の注意を払うのはもちろんのこと、利用者から支給額の算出根拠の説明等を求められた場合には計算方法を分かりやすく説明をするように努めております。

**4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。**

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

**【回答・生活支援課】**

定期的に生活保護担当者会議を開催し、情報共有及び様々な研修を行い、ケースワーカーの資質の向上を努めております。

当市の生活保護ケースワーカー全員、社会福祉主事の有資格者を有しております。今後も人事担当に社会福祉主事の有資格者の配属を要望してまいります。

**5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。**

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

**【回答・生活支援課】**

居所が無い者からの生活保護の相談があった場合は、相談者の身体的・精神的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力等を把握したうえで、居宅生活が可能であるのか、無料低額宿泊所等の利用が適当なのかを判断しております。

居宅生活が可能となることも想定し、市内のビジネスホテル等の情報を収集しております。

**6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。**

**【回答・生活支援課】**

市民の相談内容に応じて、こども支援部、健康推進部、市民生活部、総務部などの関係各課と連携して対応し、利用できる制度・サービスに繋がるように包括的な生活支援の実現を図っております。また、関係機関が相談を受けている市民の生活状況によっては、担当職員とともに家庭訪問なども行い、生活の実態把握に努め、生活困窮者自立支援事業及び生活保護制度の利用に留意し、特に要保護状態と思われる方は生活保護面接相談員につなげております。また、コロナ禍の中での就労収入の減少に対しては、きめ細かな就労支援を実施しながら、給付や貸付などの生活の維持に必要な施策が遅滞なく行われるように対応しております。

以上